

○厚生労働省令第八十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 被保険者の住所(当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)(の提供を受けることができる)を除く。)</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 被保険者の住所(当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)(の提供を受けることができる)を除く。)</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(被保険者の氏名変更の届出) 第十二条 船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない(厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。))の提供を受けることができるときは、この限りでない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(被保険者の氏名変更の届出) 第十二条 船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない(厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。))の提供を受けることができるときは、この限りでない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p>

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第三条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請) 第五条の二 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により申出者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないう。以下同じ。)</p> <p>二〇七 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請) 第五条の二 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により申出者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないう。以下同じ。)</p> <p>二〇七 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(老齡福祉年金支給規則の一部改正)

第四条 老齡福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての 裁定の請求)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 受給権者の住民票の写し(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>二(五) (略)</p> <p>3(5) (略)</p>	<p>(中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての 裁定の請求)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 受給権者の住民票の写し(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>二(五) (略)</p> <p>3(5) (略)</p>

(国民年金法施行規則の一部改正)

第五条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格取得の届出)</p> <p>第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(資格取得の届出)</p> <p>第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(国民年金基金規則の一部改正)

第六条 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金の裁定の請求) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号(生年月日について、法第二百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報)をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(生存に関する書類の提出) 第十五条 年金の受給権者(年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第二百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。))を除く。)は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。</p> <p>(所在不明の届出等) 第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書類を基金に提出しな</p>	<p>(年金の裁定の請求) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号(生年月日について、法第二百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(生存に関する書面の提出) 第十五条 年金の受給権者(年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第二百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。))を除く。)は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。</p> <p>(所在不明の届出等) 第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を基金に提出しな</p>

ければならない。

(準用規定)

第六十三條 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

第四條の二	連合会の公告
第五條 (第四號を除く。)	(略)
(略)	(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四條の二	国民年金基金令(平成二	国民年金基金令(平成二
	成二年政令第三百四	年政令第三百四号。以下
	号。以下「令」とい	「令」という。)第五十
	う。)第八條	一条において準用する令
第五條	(略)	第八條
(略)	(略)	(略)

ければならない。

(準用規定)

第六十三條 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

(新設)	(新設)
第五條 (第四號を除く。)	(略)
(略)	(略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第五條	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民年金対象残留期間を有する者の申出) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 生年月日を明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。))の提供を受けることができないときに限る。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国民年金対象残留期間を有する者の申出) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 生年月日を明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。))の提供を受けることができないときに限る。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第八条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付の裁定の請求)</p> <p>第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類(生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報)の提供を受けることにより確認が行われた場合)あつては、第一号に掲げる書類を除く。)を添付して、事業主等に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出)</p> <p>第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に対し、当該中途脱退者(令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)</p>	<p>(給付の裁定の請求)</p> <p>第三十三条 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類(生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報)の提供を受けることにより確認が行われた場合)あつては、第一号に掲げる書類を除く。)を添付して、事業主等に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出)</p> <p>第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に対し、当該中途脱退者(令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)</p>

第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連連運管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(残余財産の個人型年金への移換の申出等)

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、国民年金基金連合会に対し、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供

第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連連運管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(残余財産の個人型年金への移換の申出等)

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、国民年金基金連合会に対し、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するもの

するものとする。
一〇四 (略)

(残余財産の移換の申出)

第百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

(準用規定)

第百四条の二十一 第十四条の二の規定は連合会の公告について、第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十三第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報情報の取扱いについて、第九十八条(第四号及び第五号に係る部分を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の

とする。
一〇四 (略)

(残余財産の移換の申出)

第百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

(準用規定)

第百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十三第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報情報の取扱いについて、第九十八条(第四号及び第五号に係る部分を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について、それぞ

規定は連合会の財務及び会計について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条 の二	令第十条本文	令第六十五条の十六に おいて準用する令第十 条本文
第十九条 (略)	(略)	(略)

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

- 一 (略)
 - 二 積立金の額(第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拋出相当額を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法による提供を受けている場合)は、当該本人拋出相当額の合計額を含む。
 - 三・四 (略)
- 2 (略)

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、企業型記録関連連営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若し

れ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第十九条 (略)	(略)	(略)

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

- 一 (略)
 - 二 積立金の額(第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拋出相当額を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法による提供を受けている場合)は、当該本人拋出相当額の合計額を含む。
 - 三・四 (略)
- 2 (略)

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、企業型記録関連連営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁

2
くは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一、三 (略)

2
的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一、三 (略)

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の請求) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条、第四条第二項第四号及び第八条第二項第二号において同じ。)の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないう。以下同じ。)</p> <p>二 十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(認定の請求) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条、第四条第二項第四号及び第八条第二項第二号において同じ。)の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないう。以下同じ。)</p> <p>二 十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に
基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正)

第十条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法
律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第八号)の一
部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(保険料の納付の申出等) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 生年月日を明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の規定により当該申出者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の納付の申出等) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 生年月日を明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の規定により当該申出者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第十一条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前							
<p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。) 第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。) 及び第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。) 並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。) 第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。) 及び第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。) 並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条第 二項各号列記 以外の部分</p>	<p>第二十一条第 二項各号列記 以外の部分</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>次の各号(生年月日 について、平成二十 五年改正法附則第五 条第一項の規定によ りなおその効力を有 するものとされた平 成二十五年改正法第 一条の規定による改 正前の法(以下「改 正前厚生年金保険法 」という。) 第三百三十 条第五項の規定に より基金から情報の 収集に関する業務を 委託された存続連合</p>	<p>次の各号(生年月日 について、平成二十 五年改正法附則第五 条第一項の規定によ りなおその効力を有 するものとされた平 成二十五年改正法第 一条の規定による改 正前の法(以下「改 正前厚生年金保険法 」という。) 第三百三十 条第五項の規定に より基金から情報の 収集に関する業務を 委託された存続連合</p>

<p>三 第四十九条の (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十九条の三 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出</p>	<p>会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）</p>
<p>三 第四十九条の (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十九条の三 法第四百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによつて行うものとする。</p>	<p>会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）</p>

は、甲基金の中途
 脱退者に係る次の
 各号に掲げる事項
 を乙基金に提出す
 ることによつて行
 うものとする。
 一 氏名、性別、
 生年月日及び基
 礎年金番号
 二 甲基金の加入
 員の資格の取得
 及び喪失の年月
 日
 三 平成十五年四
 月一日前の加入
 員たる被保険者
 であつた期間の
 報酬標準給与の
 月額及び被保険
 者の種別ごとの
 当該加入員たる
 被保険者であつ
 た期間の標準報
 酬月額
 四 平成十五年四
 月一日以後の加
 入員たる被保険
 者であつた期間
 の報酬標準給与
 の月額及び賞与
 標準給与の額並
 の報酬標準給与
 の月額及び賞与
 標準給与の額並

一 氏名、性別、
 生年月日及び基
 礎年金番号
 二 甲基金の加入
 員の資格の取得
 及び喪失の年月
 日
 三 平成十五年四
 月一日前の加入
 員たる被保険者
 であつた期間の
 報酬標準給与の
 月額及び被保険
 者の種別ごとの
 当該加入員たる
 被保険者であつ
 た期間の標準報
 酬月額
 四 平成十五年四
 月一日以後の加
 入員たる被保険
 者であつた期間
 の報酬標準給与
 の月額及び賞与
 標準給与の額並
 の報酬標準給与
 の月額及び賞与
 標準給与の額並

五 乙基金が老齡年金給付の支給に關する權利義務を承繼した場合において支給すべきこととなる老齡年金給付の額

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方

五 乙基金が老齡年金給付の支給に關する權利義務を承繼した場合において支給すべきこととなる老齡年金給付の額

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

法のうちイ又は
ロに掲げるもの
(以下「電子情
報処理組織を使
用する方法」と
いう。)

イ 送信者の使
用に係る電子
計算機と受信
者の使用に係
る電子計算機
とを接続する
電気通信回線
を通じて送信
し、受信者の
使用に係る電
子計算機に備
えられたファ
イルに記録す
る方法

ロ 送信者の使
用に係る電子
計算機に備え
られたファイ
ルに記録され
た書面により
通知すべき事
項を電気通信
回線を通じて
受信者の閲覧
に供し、当該
受信者の閲覧
に供し、当該

イ 送信者の使
用に係る電子
計算機と受信
者の使用に係
る電子計算機
とを接続する
電気通信回線
を通じて送信
し、受信者の
使用に係る電
子計算機に備
えられたファ
イルに記録す
る方法

ロ 送信者の使
用に係る電子
計算機に備え
られたファイ
ルに記録され
た書面により
通知すべき事
項を電気通信
回線を通じて
受信者の閲覧
に供し、当該
受信者の使用
に係る電子計
算機に備えら
れたファイル
に当該事項を
記録する方法

受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三 書面を交付する方法

3
平成二十五年改
正法附則第五條第

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三 書面を交付する方法

3
法第四百四十四條の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行うとともに

六 第四十九条の	
(略)	
企業型記録関連連営 管理機関等(確定拠 出年金法第十七条に	<p>一項の規定により なおその効力を有 するものとされた 改正前厚生年金保 険法第四十四条 の三第五項の規定 による脱退一時金 相当額の移換の申 出があつたときは 、甲基金は、前二 項の規定による提 出を行うとともに 、乙基金に対し、 次の各号に掲げる 事項を記載し、若 しくは記録した書 面若しくは電磁的 記録媒体を提出し 、又はこれらの事 項を電子情報処理 組織を使用する方 法により提供する ものとする。</p> <p>一 脱退一時金相 当額</p> <p>二 脱退一時金相 当額の算定の基 礎となつた期間</p>

六 第四十九条の	
(略)	
企業型記録関連連営 管理機関等(確定拠 出年金法第十七条に	<p>、乙基金に対し、 次の各号に掲げる 事項を記載し、又 は記録した書面又 は電磁的記録媒体 を提出し、又はこ れらの事項を電子 情報処理組織を使 用する方法により 提供するものとし る。</p> <p>一 脱退一時金相 当額</p> <p>二 脱退一時金相 当額の算定の基 礎となつた期間</p>

		<p>規定する企業型記録 関連運営管理機関等 をいう。以下同じ。)又は国民年金基金 連合会(同法第二条 第五項に規定する連 合会をいう。以下同 じ。)に対し、当該 中途脱退者に係る次 の各号に掲げる事項 を記載し、若しくは 記録した書面若しく は電磁的記録媒体を 提出し、又はこれら の事項を電子情報処 理組織を使用する方 法により提供する</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)
 第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本
 年金機構(以下「機構」という。)に対し、遅滞なく、解散した
 日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を
 負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる
 額の算出の基礎となる事項を記載し、若しくは記録した書面若し
 くは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理
 組織を使用する方法により提供しなければならない。

2
 5
 (略)

		<p>規定する企業型記録 関連運営管理機関等 をいう。以下同じ。)又は国民年金基金 連合会(同法第二条 第五項に規定する連 合会をいう。以下同 じ。)に対し、当該 中途脱退者に係る次 の各号に掲げる事項 を記載し、又は記録 した書面又は電磁的 記録媒体を提出し、 又はこれらの事項を 電子情報処理組織を 使用する方法により 提供する</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)
 第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本
 年金機構(以下「機構」という。)に対し、遅滞なく、解散した
 日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を
 負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる
 額の算出の基礎となる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁
 的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使
 用する方法により提供しなければならない。

2
 5
 (略)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、第三十六号第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七條の二及び第四十七條の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第七十二条の四の三	(略)
第七十二条の四の三	第七十二条の四の三 法第六十五条第二項の規定による老齢年金給付(法第六十六条の二第三項又は第十條の二第三項又は第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。)	(略)
		第七十二条の四の三 平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとき)
		第七十二条の四の三 平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとき)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、第三十六号第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七條の二及び第四十七條の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第七十二条の四の三第一項	(略)
第七十二条の四の三第一項	法第六十五条第二項 法第六十条の二第三項又は	(略)
		平成二十五年改正法附則第五十三条第二項
		平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとき
		平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとき

義務の移転の申出は、中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

第七十二条の四の三第二項	法第百六十五条第五項	<p>中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出</p> <p>附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する施行前基金に對し、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供</p> <p>平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する施行前基金に對し、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供</p>
年金給付等積立金	<p>年金給付等積立金又は平成二十五年改正</p>	<p>法第百六十五条第五項</p> <p>中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出</p> <p>附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する施行前基金に對し、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供</p>

2 | 法第六十五條第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一 年金給付等積立金の額

二 法第六十條の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第六十一條第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

2 | 第六十六條第二号から第四号まで又は第七十條第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齡年金給付の支給に關する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齡年金給付の額

2 | 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

<p>前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出する</p>	<p>法第六十條の二第二項</p>	<p>交付された</p>	<p>法第六十一條第一項</p>	<p>法附則第五十四條第一項の規定による積立金</p>	<p>記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項</p>
--	-------------------	--------------	------------------	-----------------------------	--	---	--

う。以下同じ。
）を使用する方
法のうちイ又は
ロに掲げるもの
（以下「電子情
報処理組織を使
用する方法」と
いう。）
イ 送信者の使
用に係る電子
計算機と受信
者の使用に係
る電子計算機
とを接続する
電気通信回線
を通じて送信
し、受信者の
使用に係る電
子計算機に備
えられたファ
イルに記録す
る方法
ロ 送信者の使
用に係る電子
計算機に備え
られたファイ
ルに記録され
た書面により
通知すべき事
項を電気通信
回線を通じて

二| 受信者の閲覧
に供し、当該
受信者の使用
に係る電子計
算機に備えら
れたファイル
に当該事項を
記録する方法
電磁的記録媒
体（電磁的記録
（電子的方式、
磁気的方式その
他人の知覚によ
つては認識する
ことができない
方式で作られる
記録であつて、
電子計算機によ
る情報処理の用
に供されるもの
をいう。）に係
る記録媒体をい
う。以下同じ。
）をもつて調製
するファイルに
書面により通知
すべき事項を記
録したものを交
付する方法

三| 書面を交付す
る方法

3 | 平成二十五年改
正法附則第五十三
条第五項又は平成
二十五年改正法附
則第六十二条第一
項の規定によりな
おその効力を有す
るものとされた改
正前厚生年金保険
法第六十五条第
五項の規定による
年金給付等積立金
又は平成二十五年
改正法附則第二十
四条第一項の規定
による積立金の移
換の申出があつた
ときは、連合会は
、前二項の規定に
よる提出を行うと
ともに、基金に対
し、次の各号に掲
げる事項を記載し
、若しくは記録し
た書面若しくは電
磁的記録媒体を提
出し、又はこれら
の事項を電子情報
処理組織を使用す
る方法により提供
するものとする。

	第七十二条の四の四第一項	
	第七十二条の四の四第二項	<p>(略)</p> <p>確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する</p>
	(略)	<p>(略)</p> <p>企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、</p>

一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

	第七十二条の四の四第一項	
	第七十二条の四の四第二項	<p>(略)</p> <p>確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する</p>
	(略)	<p>(略)</p> <p>企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれ</p>

2 5 4 (略)	(略)	第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分	(略)	(略)	又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
	(略)	(略)	(略)	(略)	次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
	<p>（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等） 第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までに規定する積立金をいう。）の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該</p>				

2 5 4 (略)	(略)	第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分	(略)	(略)	らの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する
	(略)	(略)	(略)	(略)	次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
	<p>（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等） 第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までに規定する積立金をいう。）の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該</p>				

老齡確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七條第一項に規定する老齡確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

2
一～三（略）

（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九條 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

2
一～三（略）

老齡確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七條第一項に規定する老齡確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

2
一～三（略）

（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九條 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

2
一～三（略）

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第五百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(認定の請求)</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 請求者と同一の世帯に属する者(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるものを除く。)の氏名、生年月日及び個人番号</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 2 6 (略)</p>	<p>(認定の請求)</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 請求者と同一の世帯に属する者(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるものを除く。)の氏名、生年月日及び個人番号</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 2 6 (略)</p>

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、第六条中国民年金基金規則第十五条、第十九条の二第三項及び第六十三条の改正規定、第八条中確定給付企業年金法施行規則第八十九条の三、第九十六条の三第一項、第九十六条の七第一項、第四百条の十五、第四百条の十八第一項、第四百条の二十一、第四百条の二十三第一項及び第四百条の二十四第一項の改正規定並びに第十一条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項（同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第四十九条の三及び第四十九条の六の読替えに係る部分に限る。）、第四十七条第一項、第四十八条第一項（廃止前厚生年金基金規則第七十二条の四の三、第七十二条の四の四第一項及び第二項の読替えに係る部分に限る。）、第五十五条第一項及び第五十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。